

図-6 仙台城跡保存地区図

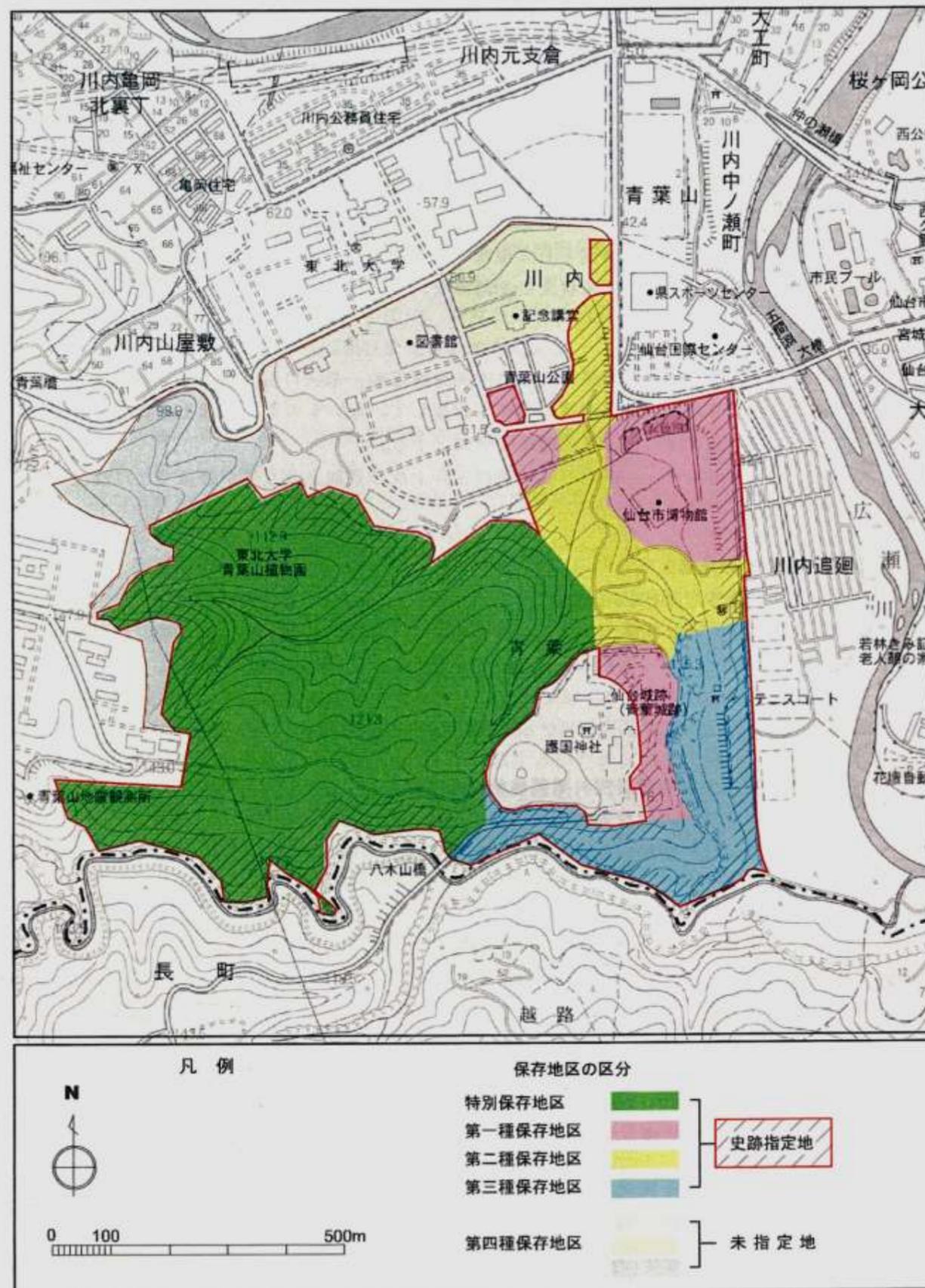


表-5 仙台城跡の保存管理の基本方針

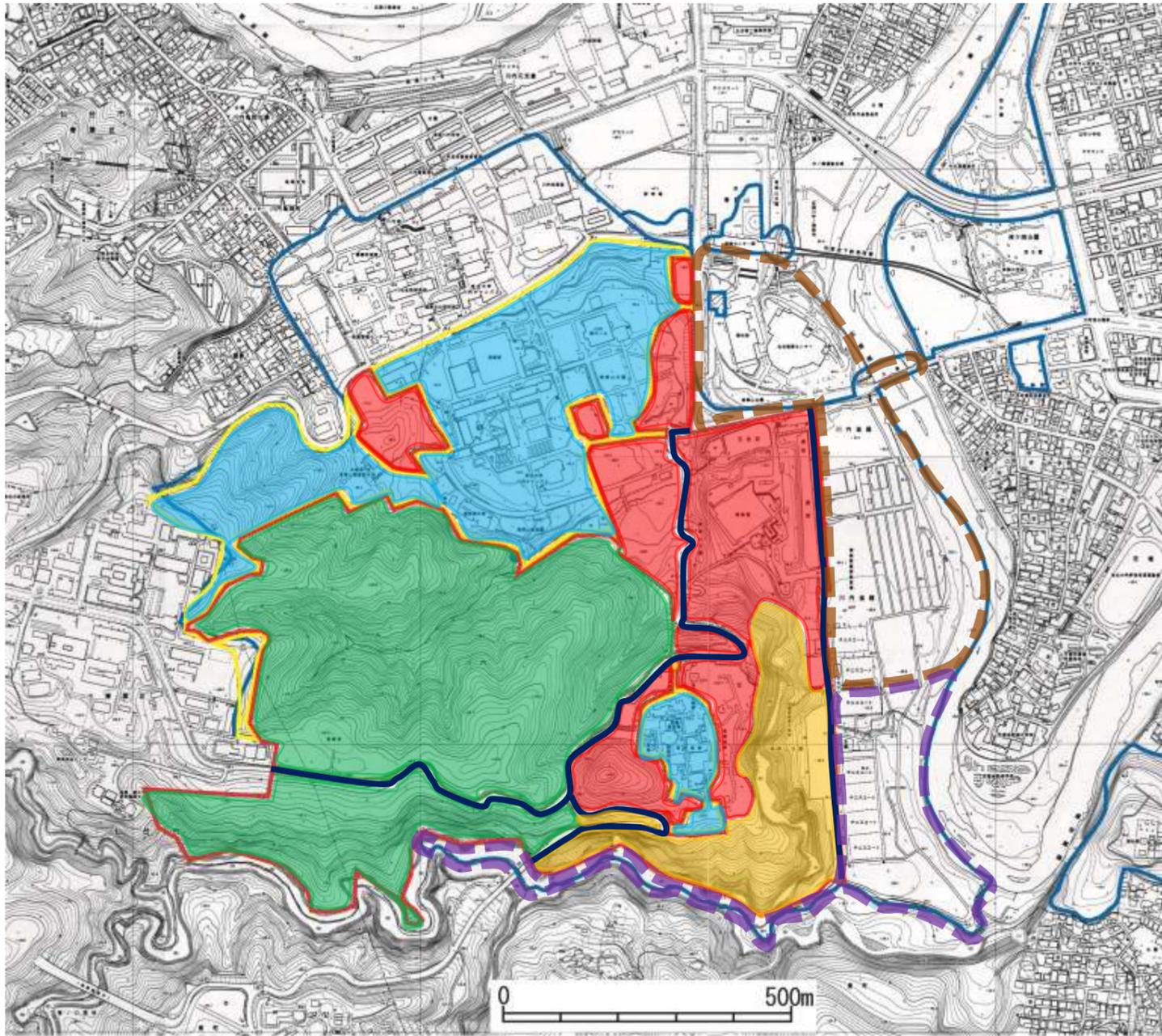
史跡別	城郭における位置付け 〔奥州仙台城絵図 などによる〕	地区の性格	現在の調査成果	確認された 主な遺構	土地所有関係	保存管理方針 (現状変更等の取扱い)
特別 保存地区	御裏林 (天然記念物青葉山)	景観や自然環境 が城郭機能時の 状況を留めている 地区	文献・絵図・現況 観察などにより 遺構が明確であ る。	堀切・土塁・平場 御清水・貯水施設 配水施設	国有地 ・東北大学	原則として現状変更を 認めない。
第一種 指定地区	本丸跡東半部 二の丸跡東部 二の丸跡門跡 三の丸跡全域	城郭の主要な遺 構群がまとまって 存在する曲輪の 地区	文献・絵図・古写 真・発掘調査・現 況観察などによ り遺構が明確で ある。	石垣・土塁・土塀 水堀・土橋・門・櫓 御殿・蔵屋敷・井 戸	市有地 国有地 ・東北財務局	遺構保存上及び景観上 の支障の有無にかかわ らず、原則として現状の 範囲内でなければ現状 変更を認めない。
第二種 指定地区	大手門跡・子門跡 中門跡・清水門跡 翼門跡 中曲輪跡 沢曲輪跡 大手門周辺 扇坂下既跡 造酒屋敷跡・中嶋池跡	主要な曲輪以外 で、重要な遺構 群が存在する地 区	文献・絵図・古写 真・発掘調査・現 況観察などによ り遺構が明確で ある。	礎石・石組側溝 石垣・土塁 石垣・土塁・土塀 土橋・登城路 石組側溝・井戸・ 池	市有地 国有地 ・東北財務局 ・東北大学	原則として現状の範囲 内で、かつ遺構保存上 及び景観上、支障がな い場合でなければ現状 変更を認めない。
第三種 指定地区	本丸東側崖地 竜ノ口溪谷北側斜面	現段階で城郭に 関わる明確な遺 構の存在を確認 していないが、良 好な景観や自然 環境を残している 地区	不明	不明	市有地 国有地 ・東北財務局 ・東北大学	原則として遺構保存上 及び景観上の支障が軽 微でなければ現状変更 を認めない。
第四種 指定地区	御裏林(天然記念物青 葉山の北西隣接地) 二の丸跡南西部 扇坂～勘定所 二の丸花壇跡 千貫沢一帯 本丸跡(西半部)	文化財保護法 上、埋蔵文化財 包蔵地または隣 接地として位置づ けられる地区	文献・絵図・古写 真・発掘調査・現 況観察などによ り、重要な遺構 の存在が明確で ある。	石垣・二の丸御殿 残月亭跡・石垣 土塁・土橋 登城路 石垣・土塁 天守台・西の丸 腰曲輪・埋門 西門・切通門	国有地 ・東北財務局 私有地 ・宮城県 護国神社	事前調査を前提に、遺 構への影響が最小限と なるよう協力を求める。

注1 この保存管理の基本方針は、これまでの調査研究の成果をもとにしているため、概ね10年程度の期間内に、今後の調査成果をもとに見直しを図る。

注2 指定地内の市道の各路線については、各々の所属する保存地区内での例外として、現状の範囲内でなければ現状変更を認めないものとする。

注3 指定地内の樹木や石碑類、公園施設等、廃城以後、新たに構築された要素の取扱いについては、現状の範囲内でなければ現状変更を認めないものとするが、指定地外への移設等については、個々の歴史的経緯、現在の利用状況及び文化財的価値を検討した上で個別に判断する。

図1 現行の保存地区図「仙台城跡整備基本構想」



見直し点
 ○曲輪・登城路を「第一種」にまとめ、城を構成する自然地形を「第二種」とした。
 ○城内を通る市道は、史跡の保存活用とは別な要因で現状変更が必要なため「第三種」とした。
 ○「特別」、「第四種」は現行計画と同じ。

指定状況	地区種別	地区の性格	現状	土地所有状況	保存管理の方針
史跡・天然記念物	特別保存地区	御裏林(御清水・堀切等) 良好な自然環境	東北大学植物園	国有地	自然環境及び遺構を現状のまま保存する。 保存管理・活用のために必要な行為に限り現状変更を認める。
史跡	第一種保存地区	城郭を構成する曲輪・登城路(本丸・三の丸[東丸]・二の丸・沢曲輪・中曲輪・中島曲輪等)	公園・大学敷地・山林・道路	国有地・市有地・私有地	遺構を現状のまま保存する。 保存管理・活用のため、及び公園利活用のために必要な行為に限り現状変更を認める。
	第二種保存地区	崖地、旧河道などの、城郭を構成する自然地形	公園	国有地	原則として現状のまま保存する。 保存管理・活用のため及び公園利活用のために必要な行為、並びに地形保護や来訪者の安全確保のために必要な行為に限り現状変更を認める。
	第三種保存地区	御裏林及び城郭を構成する曲輪(本丸・沢曲輪・中曲輪)	車両が通行する道路	市有地	原則として現状のまま保存する。 道路の維持管理及び遺構や来訪者に対する安全確保のために必要な行為に限り現状変更を認める。ただし、道路の維持管理のための現状変更については、原則として既存施設の規模を超えないものとする。
未指定地	第四種保存地区	城郭を構成する主要な曲輪(本丸・二の丸)	神社敷地・大学敷地・道路	私有地・国有地・市有地	将来史跡に指定することを前提に、開発行為にあたっては、事業者により、事前調査を前提に、遺構への影響が最小限となるよう協力を求める。

周辺地区

指定状況	地区種別	地区の性格	現状	土地所有状況	保存管理の方針
	周辺地区1	城郭を構成する曲輪(馬場・厩・武家屋敷等)	公園・道路	国有地・市有地	公園整備が予定される場合の対応 ・埋蔵文化財包蔵地：事業者により遺構保存への協力を求める。 ・埋蔵文化財包蔵地以外：史跡隣接地であることに配慮した計画となるよう事業者により協力を求める。
	周辺地区2	城郭周辺を構成する自然地形(旧河道・崖地)	公園	国有地	埋蔵文化財包蔵地としての手続きを適切に行い、公園整備が予定される場合は、史跡隣接地であることに配慮した計画となるよう、事業者により協力を求める。

図2 保存地区図(案)